令和3年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

〇説明順

- 1 報告第12号~報告第13号(降壇)
- 2 議案第75号~議案第76号(降壇)
- 3 議案第77号~議案第88号 (降壇)

令和3年11月29日提出

伊 佐 市 長

令和3年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第12号及び報告第13号について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号につきましては、伊佐市菱刈南浦1305番地3付近において、市職員が市道の除草作業を行っていたところ、使用していた刈払機によってはじかれた石が、通行中の相手方が所有する車両のフロントガラスを損したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしました。事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に15万3,989円を支払うことをもって、以後市とは手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第13号につきましては、伊佐市菱刈前目655番1地先の市道を通行中の原動機付自転車が、市道の陥没部分を避けきれずバランスを崩し転倒し、運転者が両にを負傷し、運転者が所有する原動機付自転車及びスマートフォンを損壊したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を50パーセントとし、市は相手方に10万7,057円を払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

以上で報告第12号及び報告第13号の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第75号及び議案第76号について説明申し上げます。

まず、議案第75号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

本件につきましては、「令和3年度伊佐市一般会計補正予算(第11号)」を専決処分したものであります。

今回の補正は、衛生費について、新型コロナウイルス 感染症対応対策関連経費として、ワクチン追加接種及び その体制確保に要する経費について追加の措置を講じて おります。

これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ192億7,213万5千円とするものであります。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第76号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算(第12号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金について、本年中に支給するよう国から要請があり、早急に対応する必要が生じたことから、民生費につきまして、当

該給付金の支給に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1億8,262万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ194億5,476万3千円とするものであります。

以上、議案2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第77号から議案第88号までについて説明申し上げます。

まず、議案第77号「令和3年度伊佐市一般会計補正予算(第13号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと納税関連経費や国県支出金の精算返納に要する経費などについて所要の措置を講じた ものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、市内企業の冠水防止対策の設計に要する経費について新たに措置したほか、豪雨災害に伴う光ファイバーケーブル架け替えに要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、生活保護扶助事業等の国庫支出金精算返納金について新たに措置し、衛生費につきましては、がん検診結果様式の標準化に係るシステム改修に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、新規就農者が離農することによる県支出金精算返納金について新たに措置したほか、有害鳥獣であるシカ、イノシシの捕獲に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、寄附者への返礼品等に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、職員の時間外勤務に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、令和4年度に一部の市立小・中学校において通常学級・特別支援学級の教室数が不足することが見込まれることから、教室の増設や備品購入など、学校の環境整備に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、市税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入及び市債をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2億9,059,万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ197億4,536万2千円とするものでありま す。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、 布計鉱山鉱害防止事業に明許繰越による繰越しの措置を 講じ、地方債では、緊急自然災害防止対策事業について 追加の措置を講じ、一般補助施設整備等事業について限 度額変更の措置を講じております。

次に、議案第78号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、地方税法の改正に伴う システム改修に要する経費について新たに措置しており ます。 この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億761万9千円とするものであります。

次に、議案第79号「令和3年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、菱刈地区北部処理場の流量調整ポンプ取替えに要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ れぞれ1億9,301万5千円とするものであります。

次に、議案第80号「令和3年度伊佐市水道事業会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、営業費用に1,400万円を追加し、収益的支出の総額を 3億3,890万9千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において、建設改良費を500万円減額し、資本的支出の総額を3億7,911万3千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,815万円は、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第81号「伊佐市課設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年4月1日からの組織機構の見直しに伴い、課の設置及び廃止並びに分掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号「伊佐市個人情報保護条例及び伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、保有個人情報の記録事項に訂正があった場合の通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に変更することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第83号「伊佐市国民健康保険条例の一部を 改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産育児一時金の額を40万4 千円から40万8千円に改正するものであります。

次に、議案第84号「伊佐市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除

対象事業に、新たに情報サービス業等を追加することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額を2分の1に減額することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、市立小・中学校に統合型校務支援システムを新たに導入するもので、校務サーバー及びソフトウェアの購入に係る仮契約を、パステムソリューションズ株式会社と10月26日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号「伊佐市過疎地域持続的発展計画の策定」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年3月31日をもって廃止された過疎地域自立促進特別措置法に替わり、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されましたので、同法に基づく計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、これまでの過疎地域自立促進計画を基に、時代に即した計画となるよう見直したものを、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間として新たに策定しております。

次に、議案第88号「教育委員会委員の任命」について 説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります久保田悦子氏の任期が本年12月11日をもって満了となりますが、引き続き久保田氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案12件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。